

こさいしぶんかざいほぞんかつようちいきけいかく

湖西市文化財保存活用地域計画



目次

序章 はじめに	2
第1節 計画作成の背景と目的	2
第2節 計画期間と進捗管理	3
第3節 地域計画の位置づけ	4
第4節 地区区分・地名	5
第1章 湖西市の概要	8
第1節 自然的・地理的環境	8
第2節 社会的状況	13
第3節 歴史的背景	21
第2章 文化財の概要と特徴	46
第1節 指定等文化財の概要と特徴	46
第2節 未指定文化財の概要と特徴	56
第3節 しづおか遺産	60
第3章 湖西市の歴史文化の特性	62
第4章 文化財に関する既往の把握調査	66
第1節 過去に実施した把握調査の概要	66
第2節 把握調査の現状	68
第5章 湖西市が目指す将来像	72
第1節 将来像	72
第2節 保存・活用の方向性	72
第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針	76
第1節 方向性「知る」の現状と課題・方針	76
第2節 方向性「守る」の現状と課題・方針	77
第3節 方向性「活かし、伝える」の現状と課題・方針	81
第7章 文化財の保存・活用に関する取組	86
第8章 文化財の防災	92
第1節 文化財の防災における現状と課題・方針	92
第2節 文化財の防災における取組	94
第9章 関連文化財群	96
第1節 関連文化財群の目的と設定の考え方	96
第2節 関連文化財群の設定と課題・方針・取組	97
第10章 文化財の保存・活用の推進体制	114
資料編	118



表紙写真



①女河八幡宮例大祭神事 ②トキワマンサク北限群生地 ③新居関跡
④入出の漁労景観 ⑤本興寺本堂 ⑥すわま
⑦豊田佐吉邸 ⑧大知波峠廃寺跡 ⑨十王堂の閻魔大王像

序章 はじめに

序章 はじめに

第1節 計画作成の背景と目的

1. 背景

湖西市（以下、「本市」という。）は静岡県の最西端に位置します。令和8年（2026）3月時点の人口は県内〇位、面積は県内19位です。大規模な自治体ではありませんが令和4年（2022）の製造品出荷額は県内4位、全国でも34位で、製造業が非常に盛んです。一方で浜名湖や遠州灘、湖西連峰が織りなす豊かな自然環境を有しています。また、東海道沿いに位置し、かつては遠江国と三河国の境の地であったという立地環境を有しています。このような環境を背景に多種多様な文化財が誕生し、現在まで受け継がれてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化が進むなかで、本市で長年文化財を維持してきた地域コミュニティや人材が失われ、地域の貴重な文化財の滅失や散逸が進んでいます。そのため、このような地域コミュニティや人材を支え、文化財を確実に将来へつないでいくための対策が本市の緊急の課題となっています。

平成30年（2018）に文化財保護法が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定が制度化されました。これにより、地域内の多様な文化財を、中・長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に保存・活用できるようになりました。また、所有者等、専門機関、市民団体、外郭団体が総がかりとなって保存・活用に取り組むための体制づくりが可能となりました。

2. 目的

文化財を取り巻く厳しい状況を踏まえ、本市では「湖西市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」）を作成しました。本計画は、文化財の保存・活用の取組を計画的に進め、本市の文化財を次の世代へ確実につなげることを目的とします。また、本計画で示す取組は、行政の枠を超えて、所有者等、専門機関、市民団体、外郭団体が協力し実行していくものです。官民協働で保存・活用に取り組むことで、文化財と歴史文化が持つ魅力や価値を市民と共有し、文化財の新たな担い手育成につなげます。そして、一人ひとりの心の中にシビックプライド（郷土への誇りと愛着）を醸成し、湖西市総合計画の目標である「ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI」を実現します。

3. 計画の対象と文化財の定義

（1）計画の対象

本計画は、文化財保護法や静岡県文化財保護条例、湖西市文化財保護条例に基づき、指定や登録がされている文化財（以下、「指定等文化財」という。）に、未指定の文化財（以下、「未指定文化財」という。）を含めた、本市域に存在する全ての文化財を対象とします。

(2) 文化財の定義

文化財保護法は、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の6類型と定義しています。また、「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」も保護の対象としています。

一方で、文化財保護法に定義されていない民話や言い伝えなどの「伝承」も、本市の歴史文化を知るうえで欠かせません。そのため本計画では文化財保護法が定義する6類型、埋蔵文化財及び文化財の保存技術に、「伝承」を加えた総体を文化財と称します。

第2節 計画期間と進捗管理

1. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026）から令和15年度（2033）までの8年間とします。なお、上位計画である第6次総合計画の第Ⅱ期は、令和8年度（2026）から令和11年度（2029）までの4年間、第Ⅲ期は令和12年度（2030）から令和15年度（2033）までの4年間と定めています。これに合わせるため、本計画の計画期間のうち、令和8年度（2026）から令和11年度（2029）までの4年間を前期に、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）末までの4年間を後期に設定します。



序-1 計画期間

2. 進捗管理と見直し

本計画の進捗管理と見直しは、総合計画の見直し時期に合わせて実施します。前期の進捗管理と見直しは、総合計画第Ⅱ期の最終年度である令和11年度（2029）に行います。また、後期の進捗管理と見直しは、総合計画第Ⅲ期の最終年度である令和15年度（2033）に行います。また、進捗管理は、本計画に記載する取組の実施状況を点検し、進捗の評価と課題を整理する方法で行います。

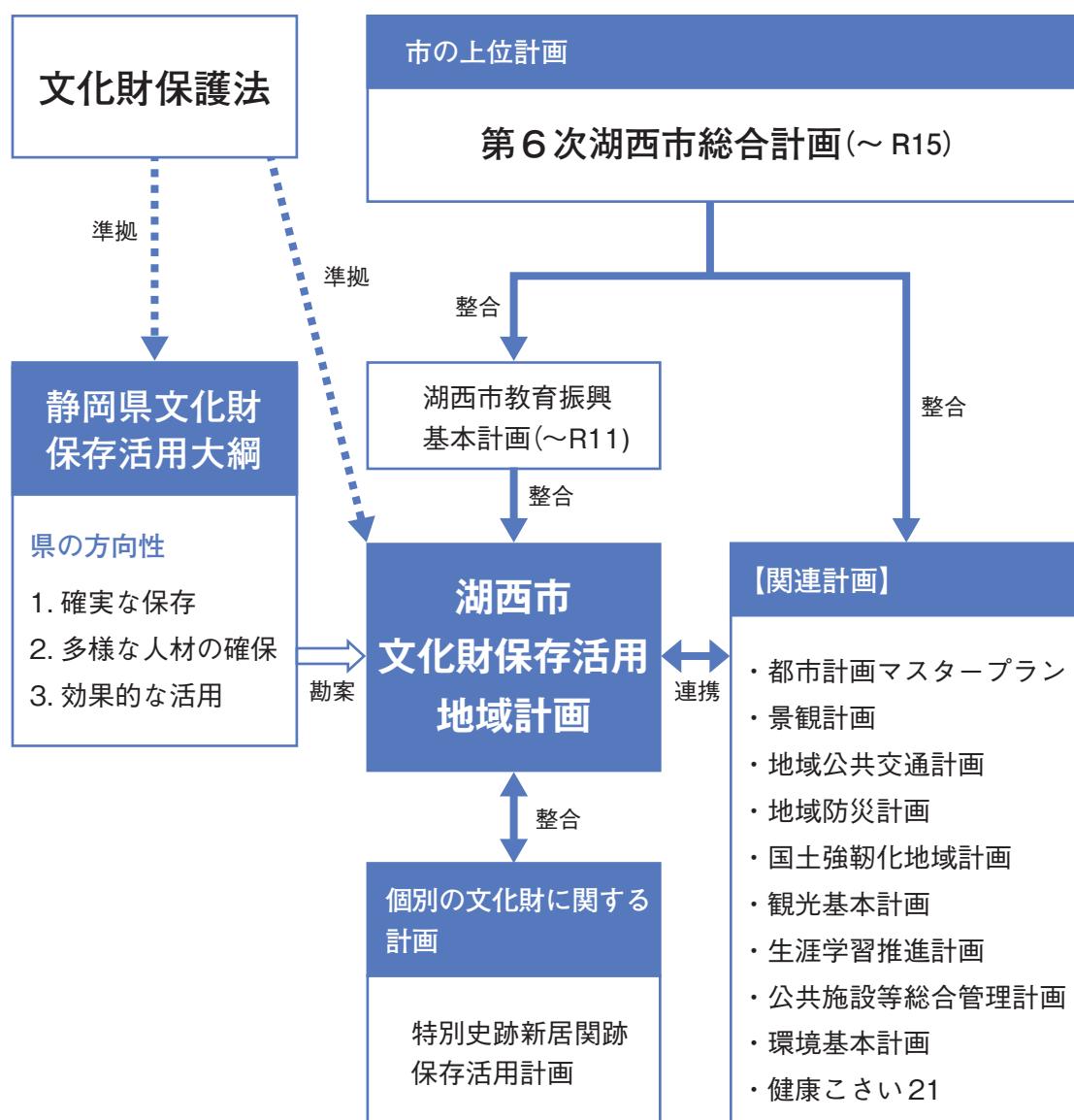
進捗管理により計画の見直しが必要となった場合や、文化財の保存・活用を取り巻く環境が大きく変わった場合は、適宜計画内容を変更します。なお、文化財保護法第183条の4に基づき、計画の軽微な変更以外は、文化庁長官による変更の認定を必要とします。軽微な変更とは次に掲げる変更以外を指します。

- ①計画期間の変更
 - ②市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
 - ③本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更
- また、軽微な変更を行った場合は、静岡県及び文化庁へ情報提供します。

第3節 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき策定した法定計画です。本市が実施する文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すマスタープランであるとともに、具体的な取組を示すアクションプランです。なお、本計画は「静岡県文化財保存活用大綱」の内容を勘案しつつ、市の上位計画である「第6次湖西市総合計画」や「湖西市教育振興基本計画」との整合や、その他関連計画との連携を図りながら作成しました。

なお、上位計画及び関連計画の概要は資料編に掲載します。



序-2 計画位置図

第4節 地区区分・地名

1. 地区区分

本市にある 11 の自治会地区連合会は、41 の自治会で組織されています。本計画における地区区分は、概ね自治会連合会の地区割を使用します。そのうえで、鷺津西及び鷺津東を鷺津地区に、新居中部、新居南部、浜名及び中之郷を新居地区に集約した、計 7 つの地区区分で記述します。



序 -3 地区区分図

2. 地名

本計画で使用する地名及びその区画は以下の図の通りです。これらは「鷺津」や「新居町新居」などの大字、及び「新所原東」や「南台二丁目」などの町名を基に設定しました。なお、各区画に存在する「飛び地」のうち、小規模なものは便宜上記載を省略しました。



序 - 4 本計画で使用する地名とその範囲